

平成31年第1回（3月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市



No.	議案番号	件名	頁
1	報告第1号	専決処分事項の承認について	1
2	第1号議案	吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例	15
3	第2号議案	吉川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	17
4	第3号議案	吉川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	36
5	第4号議案	吉川市少年センター条例の一部を改正する条例	38
6	第5号議案	吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	39
7	第6号議案	吉川市個人情報保護条例の一部を改正する条例	44
8	第7号議案	吉川美南駅自由通路の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	59
9	第8号議案	吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業基金条例	60
10	第9号議案	吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	62
11	第10号議案	財産の無償譲渡について	63
12	第11号議案	町の区域を新たに画することについて	64
13	第12号議案	市道の路線認定及び廃止について	75
14	第13号議案	農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについて	77
15	第14号議案	農業委員会委員の任命について	78
16	第15号議案	農業委員会委員の任命について	80
17	第16号議案	農業委員会委員の任命について	82
18	第17号議案	農業委員会委員の任命について	84
19	第18号議案	農業委員会委員の任命について	86
20	第19号議案	農業委員会委員の任命について	88
21	第20号議案	農業委員会委員の任命について	90
22	第21号議案	農業委員会委員の任命について	92

23	第22号議案	農業委員会委員の任命について	94
24	第23号議案	農業委員会委員の任命について	96
25	第24号議案	農業委員会委員の任命について	98
26	第25号議案	農業委員会委員の任命について	100
27	第26号議案	農業委員会委員の任命について	102
28	第27号議案	農業委員会委員の任命について	104
29	第28号議案	農業委員会委員の任命について	106
30	第29号議案	農業委員会委員の任命について	108
31	第30号議案	農業委員会委員の任命について	110
32	第31号議案	農業委員会委員の任命について	112
33	諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	114
34	第32号議案	平成30年度吉川市一般会計補正予算（第4号）	—
35	第33号議案	平成30年度吉川市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	—
36	第34号議案	平成30年度吉川市下水道事業特別会計補正予算（第3号）	—
37	第35号議案	平成30年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第3号）	—
38	第36号議案	平成30年度吉川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	—
39	第37号議案	平成30年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	—
40	第38号議案	平成31年度吉川市一般会計予算	—
41	第39号議案	平成31年度吉川市国民健康保険特別会計予算	—
42	第40号議案	平成31年度吉川市農業集落排水事業特別会計予算	—
43	第41号議案	平成31年度吉川市介護保険特別会計予算	—
44	第42号議案	平成31年度吉川市後期高齢者医療特別会計予算	—
45	第43号議案	平成31年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計予算	—
46	第44号議案	平成31年度吉川市水道事業会計予算	—

47	第45号議案	平成31年度吉川市下水道事業会計予算	—
----	--------	--------------------	---

## 報告第1号

### 専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年度吉川市一般会計補正予算（第3号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 理由

吉川市議会議員補欠選挙の執行に当たり、緊急に予算措置する必要性が生じたため、平成30年度吉川市一般会計補正予算（第3号）を専決処分したものである。

## 別紙

### 平成30年度吉川市一般会計補正予算（第3号）

平成30年度吉川市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,005千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,125,973千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 繰入金		1,081,651	8,005	1,089,656
	1. 基金繰入金	928,002	8,005	936,007
歳入合計		23,117,968	8,005	23,125,973



## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,566,477	8,005	2,574,482
	4. 選挙費	30,473	8,005	38,478
歳 出 合 計		23,117,968	8,005	23,125,973



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
18. 繰入金	1,081,651	8,005	1,089,656
歳入合計	23,117,968	8,005	23,125,973

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費	2,566,477	8,005	2,574,482
歳 出 合 計	23,117,968	8,005	23,125,973

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			8,005
			8,005

## 2 歳 入

(款) 18. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 財政調整基金繰入金	322,898	8,005	330,903
計	928,002	8,005	936,007

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	8,005	財政調整基金繰入金 8,005

### 3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 市議会議員 補欠選挙費	0	8,005	8,005				8,005
計	30,473	8,005	38,478				8,005



(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	40	10. 市議会議員補欠選挙執行事業	8,005
3. 職員手当等	761	1 報酬	40
8. 報償費	700	管理者等報酬	40
11. 需用費	679	3 職員手当等	761
12. 役務費	1,529	時間外勤務手当	761
13. 委託料	61	8 報償費	700
14. 使用料及び賃借料	2,032	投開票事務従事者報償	695
		選挙執行事務報償	5
19. 負担金補助及び交付金	2,203	11 需用費	679
		消耗品費	179
		燃料費	100
		印刷製本費	400
		12 役務費	1,529
		通信運搬費	1,529
		13 委託料	61
		選挙公報新聞折込委託料	61
		14 使用料及び賃借料	2,032
		ポスター掲示板借上料	1,658
		物品借上料	374
		19 負担金補助及び交付金	2,203
		選挙公営交付金	2,203

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特 別 職

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率	その他の 手 当	計				
補正後	長 等	2		18,720	8,237 (4.40月分)	36	26,993	4,613	31,606	
	議 員	20	86,364		38,001 (4.40月分)		124,365	32,348	156,713	
	その他の 特別職	646	218,101	8,124	3,575		229,800	29,076	258,876	
	計	668	304,465	26,844	49,813	36	381,158	66,037	447,195	
補正前	長 等	2		18,720	8,237 (4.40月分)	36	26,993	4,613	31,606	
	議 員	20	86,364		38,001 (4.40月分)		124,365	32,348	156,713	
	その他の 特別職	643	218,061	8,124	3,575		229,760	29,076	258,836	
	計	665	304,425	26,844	49,813	36	381,118	66,037	447,155	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他の 特別職	3	40				40		40	
	計	3	40				40		40	

※ 長等とは市長及び副市長をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう

## 2. 一般職

### (1) 総括

(単位 千円)

区分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	386人 (2人)		1,384,316	989,563	2,373,879	502,393	2,876,272	
補正前	386人 (2人)		1,384,316	988,802	2,373,118	502,393	2,875,511	
比較	0人 (0人)		0	761	761	0	761	

※ ( ) 内は短時間勤務職員で外書き

#### 職員手当の内訳

区 分	補 正 後	補 正 前	比 較
扶 養 手 当	32,744	32,744	0
地 域 手 当	86,577	86,577	0
管 理 職 手 当	46,320	46,320	0
通 勤 手 当	28,479	28,479	0
住 居 手 当	38,913	38,913	0
期 末 手 当	340,081	340,081	0
勤 勉 手 当	234,269	234,269	0
時 間 外 勤 務 手 当	180,620	179,859	761
特 殊 勤 務 手 当	1,560	1,560	0

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職員手当	千円 761	給与改定に伴う 増加分		
		その他の増減分	761	

## 第1号議案

### 吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例

吉川市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成5年吉川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第17条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、<u>上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。</u>）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学<u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した<u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）</u>後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第17条の2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>

<p>(7) <u>学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した<u>（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）</u>後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) 略</p>	<p>(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) 略</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

## 提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の一部が改正されたことに伴い、所要の整備をしたいので、この案を提出するものである。

## 第2号議案

吉川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

吉川市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年吉川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
(建築物の容積率の最高限度)	(建築物の容積率の最高限度)
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
3 前2項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は算入しない。	3 前2項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、次に掲げる床面積は算入しない。
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
(6) <u>宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）</u> を設ける部分の床面積（当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の	

合計の100分の1を超える場合において  
は、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合  
計の100分の1)

(7) 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この号及び次号において「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（次号に掲げる部分を除く。以下この号において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅又は老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅又は老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）

(8) 法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積

(9) 略

(10) 略

(11) 略

（建築物の建蔽率の最高限度）

第5条 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）は、別表第2(3)に掲げる区域にあつては、当該区域の表建蔽率の最高限度の欄に掲げる数値以下でなければならない。

(6) 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この号において「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（次号に掲げる部分を除く。以下この号において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅又は老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅又は老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）

(7) 法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積

(8) 略

(9) 略

(10) 略

（建築物の建ぺい率の最高限度）

第5条 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）の敷地面積に対する割合（以下「建ぺい率」という。）は、別表第2(3)に掲げる区域にあつては、当該区域の表建ぺい率の最高限度の欄に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第8条 略

2 建築物の敷地が第5条の規定による制限を受ける区域の内外にわたる場合は、当該建築物の建蔽率を法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率の限度とみなして、法第53条第2項の規定を準用する。

3 略

別表第1 (第2条関係)

名称	区域
略	
吉川第一地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された <u>吉川第一地区</u> 地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
平沼東部地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された <u>平沼東部地区</u> 地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
本吉川地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された <u>本吉川地区</u> 地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
吉川橋周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された <u>吉川橋周辺地区</u> 地区計画の区域のうち、地区整備

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第8条 略

2 建築物の敷地が第5条の規定による制限を受ける区域の内外にわたる場合は、当該建築物の建ぺい率を法第53条第1項の規定による建築物の建ぺい率の限度とみなして、法第53条第2項の規定を準用する。

3 略

別表第1 (第2条関係)

名称	区域
略	
吉川第一地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された <u>吉川第一区</u> 地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
平沼東部地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された <u>平沼東部地区</u> 地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
本吉川地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された <u>本吉川</u> 地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
吉川橋周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された <u>吉川橋周辺地区</u> 地区計画の区域のうち、地区整備計画



画区域	計画が定められた区域
吉越橋周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された吉越橋周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係）

(1) きよみ野地区地区整備計画区域

略	用途の制限	略
	略	

(2) 吉川ネオポリス地区地区整備計画区域

用途の制限	略
略	

(3) 吉川・松伏工業団地地区地区整備計画区域

地区の区分	用途の制限	建蔽率の最高限度	略
略	略		
B地区（吉川・松伏工業団地地区地区計画の計画図に表示するB地区をいう。）	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)～(3) 略 (4) 法別表第二の計画図（を）項二 号、三号、五号及び六号に掲げる建築物 (5) 法別表第二	略	略

画区域	が定められた区域
-----	----------

別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係）

(1) きよみ野地区地区整備計画区域

略	用途の制限	建ぺい率の最高限度	略
	略		

(2) 吉川ネオポリス地区地区整備計画区域

用途の制限	建ぺい率の最高限度	略
略		

(3) 吉川・松伏工業団地地区地区整備計画区域

地区の区分	用途の制限	建ぺい率の最高限度	略
略	略		
B地区（吉川・松伏工業団地地区地区計画の計画図に表示するB地区をいう。）	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)～(3) 略 (4) 法別表第二の計画図（る）項二 号、三号、五号及び六号に掲げる建築物 (5) 法別表第二	略	略

	(わ) 項二 号、三号及び 八号に掲げる 建築物		
(4) 吉川中央地区地区整備計画区域			
地区の区 分	用途の制限		略
略			
(5) 吉川駅南地区地区整備計画区域			
地区の区 分	用途の制限		略
略			
B地区 (吉川駅 南地区地 区計画の 計画図に 表示する B地区を いう。)	次に掲げる建築物は、建 築してはならない。  (1)及び(2) 略  (3) 店舗、飲食店、事務所 その他これらに類する用 途に供するもの(法別表 第2(ろ)項第2号に掲 げるものを除く。)及び これに <u>附属</u> する建築物(令 第130条の5に掲げ るもの)		

	(を) 項二 号、三号及び 八号に掲げる 建築物		
(4) 吉川中央地区地区整備計画区域			
地区の区 分	用途の制 限	建ぺい率の最 高限度	略
略			
(5) 吉川駅南地区地区整備計画区域			
地区の区 分	用途の制限	建ぺい 率の最 高限度	略
略			
B地区 (吉川駅 南地区地 区計画の 計画図に 表示する B地区を いう。)	次に掲げる建 築物は、建築し てはならない。  (1)及び(2) 略  (3) 店舗、飲食 店、事務所そ の他これらに 類する用途に 供するもの(法別表第2(ろ) 項第2号に 掲げるもの を除く。)及 びこれに <u>付属</u> する建築物(令 第130条		

	(4) 自動車車庫（建築物に <u>附属</u> するものを除く。）			の5に掲げるもの) (4) 自動車車庫（建築物に <u>付属</u> するものを除く。）			
略		略		略			
D地区 （吉川駅 南地区地 区計画の 計画図に 表示する D地区を いう。）	次に掲げる建築物は、建築してはならない。  (1) 略  (2) 倉庫（建築物に <u>附属</u> するものを除く。）	D地区 （吉川駅 南地区地 区計画の 計画図に 表示する D地区を いう。）	次に掲げる建築物は、建築してはならない。  (1) 略  (2) 倉庫（建築物に <u>付属</u> するものを除く。）	E地区 （吉川駅 南地区地 区計画の 計画図に 表示する E地区を いう。）	次に掲げる建築物は、建築してはならない。  (1)～(3) 略  (4) 畜舎（建築物に <u>付属</u> する床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）  (5) 倉庫（建築物に <u>付属</u> するものを除く。）	E地区 （吉川駅 南地区地 区計画の 計画図に 表示する E地区を いう。）	次に掲げる建築物は、建築してはならない。  (1)～(3) 略  (4) 畜舎（建築物に <u>付属</u> する床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）  (5) 倉庫（建築物に <u>付属</u> するものを除く。）
F地区	次に掲げる建築物は、建	F地区	次に掲げる建				

<p>(吉川駅南地区地区計画の計画図に表示するF地区をいう。)</p>	<p>築してはならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 店舗、飲食店、事務所 その他これらに類する用途に供するもの(法別表第2(ろ)項第2号に掲げるものを除く。)及びこれに<u>附属</u>する建築物(令第130条の5第1号、第2号、第3号、第5号に掲げるもの)</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>(10) 自動車車庫(建築物に<u>附属</u>するものを除く。)</p> <p>(11) 倉庫(建築物に<u>附属</u>するものを除く。)</p> <p>(12)及び(13) 略</p>		<p>(吉川駅南地区地区計画の計画図に表示するF地区をいう。)</p>	<p>築物は、建築してはならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するもの(法別表第2(ろ)項第2号に掲げるものを除く。)及びこれに<u>付属</u>する建築物(令第130条の5第1号、第2号、第3号、第5号に掲げるもの)</p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>(10) 自動車車庫(建築物に<u>付属</u>するものを除く。)</p> <p>(11) 倉庫(建築物に<u>付属</u>するものを除く。)</p> <p>(12)及び(13) 略</p>		
-------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

	(14) 畜舎(建築物に <u>附属</u> する畜舎で床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。)			(14) 畜舎(建築物に <u>付属</u> する畜舎で床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。)			
G地区 (吉川駅南地区地区計画の計画図に表示するG地区をいう。)	次に掲げる建築物は、建築してはならない。  (1)～(3) 略  (4) 畜舎(建築物に <u>附属</u> する床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。)  (5) 倉庫(建築物に <u>附属</u> するものを除く。)			G地区 (吉川駅南地区地区計画の計画図に表示するG地区をいう。)	次に掲げる建築物は、建築してはならない。  (1)～(3) 略  (4) 畜舎(建築物に <u>付属</u> する床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。)  (5) 倉庫(建築物に <u>付属</u> するものを除く。)		
(6) 吉川保地区地区整備計画区域				(6) 吉川保地区地区整備計画区域			
略	用途の制限		略	略	用途の制限	建ぺい率の最高限度	略
	略				略		
(7) 平沼西部地区地区整備計画区域				(7) 平沼西部地区地区整備計画区域			
略	用途の制限		略	略	用途の制限	建ぺい率の最高限度	略
	略				略		
(8) 武蔵野操車場跡地地区地区整備計画区域				(8) 武蔵野操車場跡地地区地区整備計画区域			
地区の区分	用途の制限		略	地区の区分	用途の制限		略
略				略			

B地区 (武蔵野操車 場跡地地区地 区計画の計画 図に表示する B地区をい う。)	次に掲げる建築物 は、 <u>建築</u> してはなら ない。 (1)及び(2) 略 (3) 倉庫(建築物に <u>付 属</u> するものを除く。 ) (4)～(13) 略		B地区 (武蔵野操車 場跡地地区地 区計画の計画 図に表示する B地区をい う。)	次に掲げる建築物 は、 <u>建築</u> してはなら ない。 (1)及び(2) 略 (3) 倉庫(建築物に <u>付 属</u> するものを除く。 ) (4)～(13) 略	
略			略		
E地区 (武蔵野操車 場跡地地区地 区計画の計画 図に表示する E地区をい う。)	次に掲げる建築物 は、 <u>建築</u> してはなら ない。 (1)～(5) 略 (6) 倉庫(建築物に <u>付 属</u> するものを除く。 ) (7)及び(8) 略		E地区 (武蔵野操車 場跡地地区地 区計画の計画 図に表示する E地区をい う。)	次に掲げる建築物 は、 <u>建築</u> してはなら ない。 (1)～(5) 略 (6) 倉庫(建築物に <u>付 属</u> するものを除く。 ) (7)及び(8) 略	
(9) 吉川第一地区地区整備計画区域			(9) 吉川第一地区地区整備計画区域		
地区の区分	用途の制限	略	地区の区分	用途の制限	略
略			略		
B地区 (吉川第一地 区地区計画の 計画図に表示 するB地区を いう。)	次に掲げる建築物 は、 <u>建築</u> してはなら ない。 (1) 略		B地区 (吉川第一地 区地区計画の 計画図に表示 するB地区を いう。)	次に掲げる建築物は <u>建築</u> してはならない。 (1) 略	
C地区 (吉川第一地 区地区計画の	次に掲げる建築物 は、 <u>建築</u> してはなら ない。		C地区 (吉川第一地 区地区計画の	次に掲げる建築物は <u>建築</u> してはならない。	

計画図に表示 するC地区を いう。)	(1)及び(2) 略		計画図に表示 するC地区を いう。)	(1)及び(2) 略	
D地区 (吉川第一地 区地区計画の 計画図に表示 するD地区を いう。)	(1) 次に掲げる建築物 は、 <u>建築</u> してはなら ない。 ア 略 イ 倉庫 (建築物に <u>附属するもの</u> を除 く。)		D地区 (吉川第一地 区地区計画の 計画図に表示 するD地区を いう。)	(1) 次に掲げる建築物 は <u>建築</u> してはなら ない。 ア 略 イ 倉庫 (建築物に <u>付属する倉庫</u> を除 く。 (2) 略	
E地区 (吉川第一地 区地区計画の 計画図に表示 するE地区を いう。)	次に掲げる建築物 は、 <u>建築</u> してはなら ない。 (1)～(3) 略 (4) 倉庫 (建築物に <u>付 属するもの</u> を除く。 )		E地区 (吉川第一地 区地区計画の 計画図に表示 するE地区を いう。)	次に掲げる建築物は <u>建築</u> してはならない。 (1)～(3) 略 (4) 倉庫 (建築物に <u>付 属する倉庫</u> を除く。 )	

(10) 平沼東部地区地区整備計画区域

地区の区分	用途の制限	略
A地区 (平沼東部地 区地区計画の 計画図に表示 するA地区を いう。) (近隣商業地 域)	次に掲げる建築物 は、 <u>建築</u> してはなら ない。 (1) 略 (2) 自動車修理工場 (ガ ソリンスタンドに <u>附属するもの</u> を除 く。) (3)～(5) 略	

(10) 平沼東部地区地区整備計画区域

地区の区分	用途の制限	略
A地区 (平沼東部地 区地区計画の 計画図に表示 するA地区を いう。) (近隣商業地 域)	次に掲げる建築物 は、 <u>建築</u> してはなら ない。 (1) 略 (2) 自動車修理工場 (ガ ソリンスタンドに <u>付属するもの</u> を除 く。) (3)～(5) 略	

	(6) 畜舎（建築物に <u>附</u> する床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。） ) (7)～(11) 略			(6) 畜舎（建築物に <u>付</u> する床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。） ) (7)～(11) 略	
B地区 (平沼東部地区地区計画の計画図に表示するB地区をいう。) (第二種住居地域)	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)～(5) 略 (6) 畜舎（建築物に <u>附</u> する床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。） ) (7)～(11) 略		B地区 (平沼東部地区地区計画の計画図に表示するB地区をいう。) (第二種住居地域)	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)～(5) 略 (6) 畜舎（建築物に <u>付</u> する床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。） ) (7)～(11) 略	
C地区 (平沼東部地区地区計画の計画図に表示するC地区をいう。) (第一種住居地域)	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)～(5) 略 (6) 畜舎（建築物に <u>附</u> する床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。） ) (7)～(9) 略		C地区 (平沼東部地区地区計画の計画図に表示するC地区をいう。) (第一種住居地域)	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)～(5) 略 (6) 畜舎（建築物に <u>付</u> する床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。） ) (7)～(9) 略	
(11) 本吉川地区地区整備計画区域			(11) 本吉川地区地区整備計画区域		
地区の区分	用途の制限	略	地区の区分	用途の制限	略
A地区	次に掲げる建築物		A地区	次に掲げる建築物	



<p>(本吉川地区 地区計画の計 画図に表示す るA地区をい う。)</p>	<p>は、建築してはなら ない。 (1)～(5) 略 (6) 畜舎（建築物に附 属する床面積の合計 が15平方メートル 以下のものを除く。 ) (7)～(9) 略</p>	<p>(本吉川地区 地区計画の計 画図に表示す るA地区をい う。)</p>	<p>は、建築してはなら ない。 (1)～(5) 略 (6) 畜舎（建築物に付 属する床面積の合計 が15平方メートル 以下のものを除く。 ) (7)～(9) 略</p>
<p>B地区 (本吉川地区 地区計画の計 画図に表示す るB地区をい う。)</p>	<p>次に掲げる建築物 は、建築してはなら ない。 (1) 略 (2) 自動車修理工場（ ガソリンスタンドに 附属するものを除 く。） (3)～(5) 略 (6) 畜舎（建築物に附 属する床面積の合計 が15平方メートル 以下のものを除く。 ) (7)～(12) 略</p>	<p>B地区 (本吉川地区 地区計画の計 画図に表示す るB地区をい う。)</p>	<p>次に掲げる建築物 は、建築してはなら ない。 (1) 略 (2) 自動車修理工場（ ガソリンスタンドに 附属するものを除 く。） (3)～(5) 略 (6) 畜舎（建築物に付 属する床面積の合計 が15平方メートル 以下のものを除く。 ) (7)～(12) 略</p>

(12) 吉川橋周辺地区地区整備計画区域

地区の 区分	用途の制限	敷地面積の最 低限度	略
A地区 (吉川	次に掲げる 建築物は、建	130平方 メートル	

(12) 吉川橋周辺地区地区整備計画区域

地区の 区分	用途の制限	敷地面積の最 低限度	略
A地区 (吉川	次に掲げる 建築物は、建	130平方 メートル	

橋周辺 地区地 区計画 の計画 図に表 示する A地区 をい う。)	築してはなら ない。 (1)～(5) 略 (6) 畜舎(建 築物に <u>附属</u> する床面積 の合計が1 5平方メー トル以下の ものを除 く。) (7)～(9) 略	ただし、次 のいずれかに 該当する建築 物について は、この限り でない。 (1)～(4) 略 (5) 現に同一 人が所有権 を有してい る土地につ いて当該土	橋周辺 地区地 区計画 の計画 図に表 示する A地区 をい う。)	築してはなら ない。 (1)～(5) 略 (6) 畜舎(建 築物に <u>付属</u> する床面積 の合計が1 5平方メー トル以下の ものを除 く。) (7)～(9) 略	ただし、次 のいずれかに 該当する建築 物について は、この限り でない。 (1)～(4) 略 (5) 現に同一 人が所有権 を有してい る土地につ いて当該土
B地区 (吉川 橋周辺 地区地 区計画 の計画 図に表 示する B地区 をい う。)	次に掲げる 建築物は、建 築してはなら ない。 (1) 略 (2) 自動車修 理工場(ガ ソリンスタ ンドに <u>附属</u> するものを 除く。) (3)～(5) 略 (6) 畜舎(建 築物に <u>附属</u> する床面積 の合計が1 5平方メー	地(道路後 退部分及び 開発行為に 伴う公共施 設の面積を 除く。)の 区画数は、 次に掲げる 区分に応 じ、当該区 分の定める 数以内で、 面積が10 0平方メー トル以上の 場合 ア～ウ 略	B地区 (吉川 橋周辺 地区地 区計画 の計画 図に表 示する B地区 をい う。)	次に掲げる 建築物は、建 築してはなら ない。 (1) 略 (2) 自動車修 理工場(ガ ソリンスタ ンドに <u>付属</u> するものを 除く。) (3)～(5) 略 (6) 畜舎(建 築物に <u>付属</u> する床面積 の合計が1 5平方メー	地(開発行 為に伴う公 共施設の面 積を除く。 )の区画数 は、次に掲 げる区分に 応じ、当該 区分の定め る数以内 で、面積が 100平方 メートル以 上の場合 ア～ウ 略

	トル以下の ものを除 く。) (7)～(12) 略		
--	------------------------------------	--	--

	トル以下の ものを除 く。) (7)～(12) 略		
--	------------------------------------	--	--

(13) 吉越橋周辺地区地区整備計画区域

地区の 区分	用途の制限	敷地面積 の最低限 度	高さの 最高限 度
A地区 (吉越 橋周辺 地区地 区計画 の計画 図に表 示する A地区 をい う。)	次に掲げ る建 築 物 は、建 築 し てはならな い。 (1) 店舗、飲 食 店、事 務 所 そ の 他 これら に 類 す る 用 途 に 供 す る も の で そ の 用 途 に 供 す る 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 5 0 0 平 方 メ ー ト ル を 超 え る も の	1 3 0 平 方 メ ー ト ル た だ し、次 の い ず れ か に 該 当 す る 建 築 物 に つ い て は、こ の 限 り で な い。 (1) 公 衆 便 所 又 は 巡 査 派 出 所 (2) 令 第 1 3 0 条 の 4 に 定 め る も の	1 0 メ ー ト ル 以 下 と す る。 た だ し、現 に 存 す る 建 築 物 で、 そ の 高 さ が 1 0 メ ー ト ル を 超 え る も の ( 以 下「 既 存 建 築 物」 と い う。)

		<p>(2) 自動車修理工場</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場及び令第130条の6の2で定める運動施設</p> <p>(4) ホテル又は旅館</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 畜舎（建築物に附属する床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。）</p> <p>(7) 倉庫（倉庫の用途に供する部分の床</p>	<p>(3) 道路後退による残地を一敷地として使用する場合</p> <p>(4) 土地収用法第2条の規定による土地の収用をしたことにより130平方メートル未満となった土地を一敷地として使用する場合</p> <p>(5) 現に</p>	<p>の用に供されている敷地においては、既存建築物の高さを上限とする。</p>	
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------	--

	面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。 (8) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(敷地内建築物の供給処理に伴うものを除く。) (9) ガソリンスタンド	同一人が所有権を有している土地について当該土地(道路後退部分及び開発行為に伴う公共施設の面積を除く。)の区画数は、	
B地区 (吉越橋周辺地区地区計画の計画図に表示するB地区をい	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する	次に掲げる区分に応じ、当該区分の定める数以内で、面積が100	18メートル以下かつ地階を除く階数が6以下とする。

	う。)	用途に供 するもの でその用 途に供す る部分の 床面積の 合計が 1,500平方メ ートルを 超えるも の (2) 自動車修 理工場 (3) ボーリン グ場、ス ケート 場、水泳 場及び令 第130 条の6の 2で定め る運動施 設 (4) ホテル又 は旅館 (5) 自動車教 習所 (6) 畜舎(建	平方メ ートル 以上の 場合 ア 2 30 平方 メー トル 未満 の場 合 1 イ 2 30 平方 メー トル 以上 33 0平 方メ ートル未 満の 場合 2 ウ 3 30	
--	-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

		<p>建築物に附属する床面積の合計が15平方メートル以下のものを除く。)</p> <p>(7) 倉庫(倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。)</p> <p>(8) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(敷地内建築物の供給処理に伴うものを除く。)</p>	<p>平方メートル以上の場合</p> <p>130で除した数について小数点第1位を四捨五入した数</p>	
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------	--

	(9) ガソリン スタンド			
--	------------------	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉越橋周辺地区における地区計画の都市計画決定に伴い、当該区域内における建築物の制限等を加えるとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴う所要の整備をしたいので、この案を提出するものである。



### 第3号議案

吉川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

吉川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
吉川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(放課後児童支援員及び補助員)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（学校教育法による廃止前の大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <u>（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u></p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>4及び5 略</p>	<p>(放課後児童支援員及び補助員)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（学校教育法による廃止前の大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>4及び5 略</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部が改正されたことに伴い、所要の整備をしたいので、この案を提出するものである。

## 第4号議案

### 吉川市少年センター条例の一部を改正する条例

吉川市少年センター条例（昭和58年吉川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 少年の健全な育成を目的として非行防止対策の総合的な推進を図るため、吉川市少年センター（以下「少年センター」という。）を吉川市 <u>吉川一丁目21番地13</u> に設置する。	(設置) 第1条 少年の健全な育成を目的として非行防止対策の総合的な推進を図るため、吉川市少年センター（以下「少年センター」という。）を吉川市 <u>大字平沼1, 835番地</u> に設置する。

### 附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

借用している土地を地権者に返還することに伴い、吉川市少年センターを移転したいので、この案を提出するものである。

## 第5号議案

### 吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

吉川市国民健康保険税条例（昭和30年吉川町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>540,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>540,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>190,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>190,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>510,000円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>510,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>160,000円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>160,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納</p>

付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が160,000円を超える場合には、介護納付金課税額は、160,000円とする。

（国民健康保険税の減額）

第22条 市は、法第703条の5の規定により、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）の合算額とする。

(1)～(3) 略

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の

付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が140,000円を超える場合には、介護納付金課税額は、140,000円とする。

（国民健康保険税の減額）

第22条 市は、法第703条の5の規定により、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が510,000円を超える場合には、510,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が140,000円を超える場合には、140,000円）の合算額とする。

(1)～(3) 略

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の

<p>課税の特例)</p> <p>第 2 2 条の 2 <u>国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（法第 7 0 3 条の 4 第 1 0 項第 1 号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。）が特例対象被保険者等（法第 7 0 3 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 2 3 条の 2 において同じ。）である場合における第 3 条及び前条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第 2 2 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、前条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額によるものとする。次号及び 3 号において同じ。）」とする。</u></p> <p>(国民健康保険税に関する申告)</p>	<p>課税の特例)</p> <p>第 2 2 条の 2 <u>世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者（法第 7 0 3 条の 4 第 1 0 項第 1 号に規定する特定同一世帯所属者をいう。以下同じ。）が特例対象被保険者等（法第 7 0 3 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 2 3 条の 2 において同じ。）である場合における第 3 条及び前条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第 2 2 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、前条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 2 8 条第 2 項の規定によって計算した金額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額によるものとする。次号及び 3 号において同じ。）」とする。</u></p> <p>(国民健康保険税に関する申告)</p>
<p>第 2 3 条 国民健康保険税の納税義務者は、4 月 1 5 日まで（国民健康保険税の賦課期日後に納</p>	<p>第 2 3 条 国民健康保険税の納税義務者は、4 月 1 5 日まで（国民健康保険税の賦課期日後に納</p>

<p>税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以内)に当該納税義務者及びその世帯に属する<u>国民健康保険の被保険者の所得</u>その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者(法第317条の2第1項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第23条の2 <u>国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特例同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職後速やかに離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の申告書の<u>提出に当たり</u>、当該納税義務者は、雇用保険受給者資格証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の<u>提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</u></p> <p>(国民健康保険税の減免)</p>	<p>税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以内)に当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者(法第317条の2第1項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p> <p>第23条の2 世帯主又は<u>当該世帯</u>に属する被保険者若しくは特例同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職後速やかに離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を<u>提出する場合には</u>、当該納税義務者は、雇用保険受給者資格証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>第25条 市長は、法第717条の規定により、 次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長 において必要があると認める者に対し国民健康 保険税を減免する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>災害その他特別の事情がある者</u></p> <p>2及び3 略</p>	<p>第25条 市長は、法第717条の規定により、 次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長 において必要があると認める者に対し国民健康 保険税を減免する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>災害等により生活が著しく困難となった者</u> <u>又はこれに準ずると認められる者</u></p> <p>2及び3 略</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の吉川市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

健全で安定的な保険財政運営を図るため、賦課限度額の改定を行うとともに、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。



## 第6号議案

### 吉川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

吉川市個人情報保護条例（平成12年吉川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項、号及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合すること</u></p>

<p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式）その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p><u>イ 個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p><u>(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p><u>(3) 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p><u>(4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であ</u></p>	<p><u>より、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</u></p> <p><u>(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電</u></p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

って、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているものを除く。

(7) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関の保有する公文書に記録されているものをいう。

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

2 略

(事業者の責務)

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の取得等をするときは、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(個人情報の取得の制限及び禁止)

第8条 実施機関は、要配慮個人情報の取得をし

子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているものを除く。

(5) 保有個人情報 個人情報であって、実施機関の保有する公文書に記録されているものをいう。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

2 略

(事業者の責務)

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときは、個人の権利利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(収集の制限及び禁止)

第8条 実施機関は、思想、信条、宗教及び犯罪

<p>てはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年吉川市条例第18号）第1条の規定に基づき設置される吉川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて<u>利用目的</u>を達成するために必要があると認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を<u>取得</u>するときは、本人から<u>取得</u>しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を執行するために個人情報を<u>取得</u>する場合において、本人から<u>取得</u>したのではその目的を達成する事ができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。</p> <p>(6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）又は他の実施機関から<u>取得</u>する場合において、当該個人情報を<u>取得</u>することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないと認められるとき。</p> <p>(7) 所在不明、心神喪失その他の事由により本人から<u>取得</u>することができないとき。</p>	<p><u>に関する個人情報並びに社会的差別の原因と認められる個人情報の収集</u>をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年吉川市条例第18号）第1条の規定に基づき設置される吉川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて<u>個人情報取扱事務の目的</u>を達成するために必要があると認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、個人情報を<u>収集</u>するときは、本人から<u>収集</u>しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を執行するために個人情報を<u>収集</u>する場合において、本人から<u>収集</u>したのではその目的を達成する事ができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な執行に支障が生ずると認められるとき。</p> <p>(6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）又は他の実施機関から<u>収集</u>する場合において、当該個人情報を<u>収集</u>することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないと認められるとき。</p> <p>(7) 所在不明、心神喪失その他の事由により本人から<u>収集</u>することができないとき。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて個人情報を本人以外から取得することについて特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないと認めるとき。</u></p> <p>3 略</p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第9条 実施機関は、<u>個人情報を取り扱う事務（一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。</u>以下「個人情報取扱事務」という。）をしようとする場合は、あらかじめ、市長に届け出なければならない。届け出た個人情報取扱事務を廃止し、又は変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>(8) <u>その他実施機関が審査会の意見を聴いて個人情報を本人以外から収集することについて特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないと認めるとき。</u></p> <p>3 略</p> <p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第9条 実施機関は、<u>個人情報ファイルを保有する事務（保有個人情報の全部又は一部を実施機関以外のものに委託して保有するものを含み、実施機関以外のものから委託を受けて保有するものを含まない。</u>以下「個人情報取扱事務」という。）をしようとする場合は、<u>次の各号のいずれかに該当する個人情報ファイルを保有する事務を除き、</u>あらかじめ、市長に届け出なければならない。届け出た個人情報取扱事務を廃止し、又は変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) <u>一時的又は試験的に使用する個人情報ファイル</u></p> <p>(2) <u>資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために使用する個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの</u></p> <p>(3) <u>職員が単独で作成する個人情報ファイルであって、個人情報を自己の職務の遂行のために実施機関の内部で使用するもの</u></p> <p>(4) <u>職員が職務に関連する学術研究のため作成</u></p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務が開始され、又は変更された日以後において届出をすることができる。</p> <p>3 第1項の規定により実施機関が市長に届け出る個人情報取扱事務の届出事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 個人情報の取得対象者</p> <p>(5) <u>個人情報取扱事務で取り扱う個人情報ファイル（一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報ファイルその他規則で定める個人情報ファイルを除く。）の名称</u></p> <p>(6) <u>要配慮個人情報の有無</u></p>	<p><u>し、又は取得する個人情報ファイルであって、個人情報を専ら当該学術研究の目的のために使用するもの</u></p> <p>(5) <u>公表する目的で作成する個人情報ファイル</u></p> <p>(6) <u>届出個人情報ファイルに記録されている個人情報の項目の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的等が当該届出個人情報ファイルの事項の範囲内のもの</u></p> <p>(7) <u>実施機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</u></p> <p>2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ないときは、個人情報取扱事務が開始され、又は変更された日以後において届出をすることができる。</p> <p>3 第1項の規定により実施機関が市長に届け出る個人情報取扱事務の届出事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 個人情報の収集対象者</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u></p> <p>4 <u>市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を審査会に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>審査会は、第1項から第3項までの規定による届出に係る個人情報取扱事務が不相当であると認めるときは、実施機関に意見を述べることができる。</u></p> <p>6 <u>市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第10条 <u>実施機関は、利用目的以外の目的のための保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は当該実施機関以外の者への提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>目的外利用をする場合又は国等若しくは他の実施機関へ外部提供をする場合において、当該個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないと認められるとき。</u></p> <p>(7) <u>専ら統計の作成若しくは学術研究を目的とする場合又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合に外部提供を</u></p>	<p>(5) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>4 <u>実施機関は、第1項の規定による届出を行ったときは、速やかに、その旨を審査会に報告しなければならない。</u></p> <p>5 <u>審査会は、第1項の規定による届出に係る個人情報取扱事務が不相当であると認めるときは、実施機関に意見を述べることができる。</u></p> <p>6 <u>実施機関は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第10条 <u>実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は市以外の者への提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>目的外利用をする場合又は国等へ外部提供をする場合において、当該個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないと認められるとき。</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供するこ</u></p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>するとき。</p> <p><u>(8) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないと認めるとき。</u></p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を<u>市長に報告しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u></p> <p>3 <u>市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会が必要と認めるときは、速やかに、目的外利用等をした旨を当該本人に通知しなければならない。</u></p> <p>4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると<u>認めるときは</u>、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。</p>	<p>とが明らかに本人の利益になる<u>ときその他実施機関が審査会の意見を聴いて外部提供をすることについて、特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に害することがないと認めるとき。</u></p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）したときは、次に掲げる事項を<u>審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会が必要と認めるときは、速やかに、当該本人に通知しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>3 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると<u>認められるときは</u>、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p>(電子計算機の結合の禁止)</p> <p>第11条 実施機関は、保有個人情報の電子計算機による処理を行うに当たって、<u>市</u>以外のものとの間で通信回線により電子計算機その他の機器の結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると<u>認める</u>とき。</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、<u>審査会</u>の意見を聴いて公益に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めたもの</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第25条 開示請求に係る保有個人情報に<u>市、国</u>等及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に</p>	<p>(電子計算機の結合の禁止)</p> <p>第11条 実施機関は、保有個人情報の電子計算機による処理を行うに当たって、<u>実施機関</u>以外のものとの間で通信回線により電子計算機その他の機器の結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると<u>認めた</u>とき。</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が、<u>審議会</u>の意見を聴いて公益に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めたもの</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第25条 開示請求に係る保有個人情報に<u>市及び</u>開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>係る保有個人情報の名称その他必要な事項を 書面により通知して、意見書を提出する機会を 与えることができる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(訂正請求の方法)</p> <p>第28条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載し た書面（以下「訂正請求書」という。）を実施 機関に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか</u>、規則で定める 事項</p> <p>2 <u>訂正請求</u>をしようとする者は、実施機関に対 し、当該訂正を求める内容が事実と合致するこ とを証明する資料を提出し、又は提示しなけれ ばならない。</p> <p>3 略</p> <p>(利用停止請求の方法)</p> <p>第35条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記 載した書面（以下「利用停止請求書」という。 ）を実施機関に提出して行わなければならない。 い。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか</u>、規則で定める 事項</p> <p>2 略</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第47条 略</p>	<p>個人情報の名称その他必要な事項を書面により通 知して、意見書を提出する機会を与えることが できる。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(訂正請求の方法)</p> <p>第28条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載し た書面（以下「訂正請求書」という。）を実施 機関に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>2 <u>訂正の請求</u>をしようとする者は、実施機関に 対し、当該訂正を求める内容が事実と合致する ことを証明する資料を提出し、又は提示しなけ ればならない。</p> <p>3 略</p> <p>(利用停止請求の方法)</p> <p>第35条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記 載した書面（以下「利用停止請求書」という。 ）を実施機関に提出して行わなければならない。 い。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>2 略</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第47条 略</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>2 前項の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第2条第1項第1号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>第49条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第13条第3項の実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第1項第12号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>2 前項の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第2条第1項第6号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>第49条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第13条第3項の実施機関から委託を受けた個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第1項第7号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に実施機関が保有している要配慮個人情報は、この条例による改正後の第8条第1項の規定により取得したものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務について、この条例による改正後の第9条第1項の規定の適用については、同項中「しようとする場合は、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、遅滞なく」とする。

### (吉川市情報公開条例の一部改正)

- 4 吉川市情報公開条例（平成12年吉川市条例第16号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。

）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(公文書の公開を請求できるもの)</p> <p>第5条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか</u>、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体</p> <p>(公開請求の手続)</p> <p>第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、<u>水道事業管理者</u>及び議会をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(公文書の公開を請求できるもの)</p> <p>第5条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る情報の公開に限る。）を請求することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他</u>実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する個人及び法人その他の団体</p> <p>(公開請求の手続)</p> <p>第6条 前条の規定による公文書の公開の請求（</p>

<p>以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(審理員による審理手続に関する規程の適用除外等)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 <u>公開決定等</u>又は公開請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第4条(吉川市情報公開条例(平成12年吉川市条例第16号)第22条第2項の規定に基づく規則を含む。)の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年吉川市条例第18号)第1条の規定に基づき設置さ</p>	<p>以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(審理員による審理手続に関する規程の適用除外等)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 <u>公開請求等</u>又は公開請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第4条(吉川市情報公開条例(平成12年吉川市条例第16号)第22条第2項の規定に基づく規則を含む。)の規定により審査請求がされた行政庁(第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年吉川市条例第18号)第1条の規定に基づき設置さ</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

れる吉川市情報公開・個人情報保護審査会（第50条第1項第4号において「審査会」という。）」と、「受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあつては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会若しくは審議会等」とあるのは「審査会」とする。

（審査会への諮問）

第21条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年吉川市条例第18号）第1条の規定に基づき設置される吉川市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 略

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとなる場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2及び3 略

（出資法人等の義務）

れる吉川市情報公開・個人情報保護審査会（第50条第1項第4号において「審査会」という。）」と、「受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあつては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会若しくは審議会等」とあるのは「審査会」とする。

（審査会への諮問）

第21条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年吉川市条例第18号）第1条の規定に基づき設置される吉川市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 略

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとなる場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2及び3 略

（出資等法人等の義務）

第27条 略	第27条 略
--------	--------

(吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

5 吉川市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年吉川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関をいう。</p> <p>(2) 公文書 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条第6号に規定する公文書をいう。</p> <p>(3) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。</p> <p>(2) 公文書 情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条第4号に規定する公文書をいう。</p> <p>(3) 略</p>

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の一部が改正されたことに伴い、用語の定義を見直すとともに、文言の整理等所要の整備を行いたいので、この案を提出するものである。

## 第7号議案

吉川美南駅自由通路の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

吉川美南駅自由通路の設置及び管理に関する条例（平成23年吉川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前		
別表（第9条関係） <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> 備考 1～3 略 4 広告又はポスターを掲示する場所は、あらかじめ市長が指定した場所とし、1区画当たりの大きさは、 <u>日本産業規格A0判</u> （841ミリメートル×1,189ミリメートル）が掲示できる規格とする。	略	別表（第9条関係） <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> 備考 1～3 略 4 広告又はポスターを掲示する場所は、あらかじめ市長が指定した場所とし、1区画当たりの大きさは、 <u>日本工業規格A0判</u> （841ミリメートル×1,189ミリメートル）が掲示できる規格とする。	略
略			
略			

### 附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正により用語の変更が行われたことに伴い、所要の整備を行いたいので、この案を提出するものである。



## 第8号議案

### 吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業基金条例

#### (設置)

第1条 越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業の円滑な実施を図るため、吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算（以下「特別会計歳入歳出予算」という。）で定める額とする。

#### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

#### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的に該当する場合に限り、処分することができる。

#### (委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月25日提出

提案理由

越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業の円滑な実施を図るため、保留地処分金等の収入を積み立てることができるよう、吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業基金を設置したいので、この案を提出するものである。

## 第9号議案

吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年吉川町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 略 <u>2 前項に規定するもののほか、同項に規定する</u> <u>正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し</u> <u>必要な事項は、規則で定める。</u>	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第8条 略

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

国家公務員の勤務時間制度に準じ、時間外勤務命令を行うことができる上限を定める等、所要の措置を講じたいので、この案を提出するものである。

## 第10号議案

### 財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償譲渡することについて議決を求める。

1 財産の種類 土地

2 財産の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)
吉川市美南一丁目	23番	雑種地	336

3 譲渡の相手方 住 所 埼玉県吉川市美南一丁目23番地

氏名又は名称 育まち自治会

代表者職氏名 会長 大住明敬

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

育まち自治会に集会所用地として貸し付けている土地を当該自治会に無償で譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、この案を提出するものである。

## 第11号議案

町の区域を新たに画することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、市内の町の区域を別紙変更調書1及び変更調書2のとおり新たに画することについて、議決を求める。

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

吉川中央土地区画整理組合による越谷都市計画事業吉川中央土地区画整理事業の工事完了に伴い、従前の字界では業務遂行上及び土地の維持管理上支障があるため、事業により整備された道路界等をもって新たな町を画したいので、この案を提出するものである。

## 別紙

### 変更調書1

#### 中央一丁目を画する区域

大字平沼字井堀添631の1、631の3、632の1、632の3、633の1、633の3、633の4、634の1から634の3まで、635の1から635の3まで、636の1から636の3まで、637の1から637の3まで、638の1から638の10まで、639の1から639の9まで、640の1から640の4まで、641の1から641の3まで、642の1から642の4まで、643の1から643の3まで、644の1から644の3まで、645の1から645の5まで、646の1から646の3まで、647の1から647の5まで、648の1から648の6まで、649の1から649の21まで、652の1から652の4まで、653の1から653の3まで、654の1から654の8まで、655の1から655の3まで、656から660まで、661の1から661の3まで、662から664まで、665の1、666、667、668の1、668の2、669、670、671の1から671の3まで、672の2、字勝昼間903の5、925の1から925の7まで、926の1から926の3まで、927の1、928の1、929、930の1から930の5まで、931、932の1、932の2、933の1、933の2、934の1から934の9まで、935の1、935の2、937の1、937の3、938、939の1、939の2、940の1から940の4まで、941、942の1から942の3まで、943の2から943の7まで、944、945の1から945の11まで、946の1から946の7まで、947、948の1、948の2、949の1から949の4まで、950の1から950の3まで、951、952の1から952の5まで、953の1から953の4まで、954の1、954の2、955の1、955の2、956の1から956の3まで、957の1から957の8まで、958の1、958の2、959の1から959の3まで、960の1から960の4まで、961の1、961の2、962、963、964の1から964の4まで、965の1から965の4まで、966の1から966の4まで、967、968の1から968の3まで、969の1から969の3まで、970の1から970の12まで、971の1から971の4まで、972の1から972の6まで、973の1、973の2、974の1、974の2、975、976の1から976の4まで、977、978、979の1、979の2、980の1、980の2、981、982の1

から982の5まで、983から985まで、986の1から986の4まで、987の1から987の3まで、988の1から988の4まで、989から991まで、992の1、992の2、993の1から993の4まで、994の1から994の3まで、995の1から995の5まで、996の1から996の6まで、997の1から997の3まで、字曾根通1154の2から1154の5まで、1155の3、1155の4の一部、1155の5の一部、1155の8の一部、1242の2から1242の4までの各一部、1304の2の一部、1305、1305の2、1306の1の一部、1306の2の一部、1306の3から1306の9まで、1307の一部、1375の6、大字吉川字下道下169の1、169の3、170の1、171、172の1、172の2、173の1、173の2、174から178まで、179の1、179の2、180から183まで、184の1、184の2、185、186の1、187の1、188の1、188の2、189、190の1、190の2、191の1、191の2、192、193の1から193の4まで、194の1、194の2、195の1、195の2、196、197、198の1から198の4まで、199、200の1から200の3まで、201、202、203の1から203の5まで、204の1から204の7まで、205の1、205の2、206の1から206の6まで、207の1、207の2、208の1から208の4まで、209の1から209の5まで、210、211の1から211の3まで、212の1から212の3まで、213の1、213の2、214から219まで、220の1から220の6まで、221の1から221の5まで、222の1から222の6まで、223、224、225の1、225の2、226の1、226の2、227の1、227の2、228の1から228の4まで、229、230、231の1から231の4まで、232の1から232の8まで、233の1から233の11まで、234の1の一部、234の2から234の5まで、312の1から312の3までの各一部、313の1から313の5まで、314の1から314の5まで、315、316の1、316の2、317から319まで、320の1から320の3まで、321から325まで、326の1から326の3まで、326の5、326の6、328の1から328の6まで、329、330の1、330の2、331の1から331の4まで、332の1から332の6まで、333から338まで、339の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

## 中央二丁目を画する区域

大字平沼字曾根道1154の1、1155の1、1155の2、1155の4の一部、1155の5の一部、1155の6、1155の7、1155の8の一部、1156から1159まで、1160の1、1160の2、1161から1179まで、1180の1、1180の2、1181、1182の1、1182の2、1183の1から1183の5まで、1184の1、1184の2、1185の1から1185の3まで、1186から1188まで、1189の1、1189の2、1190の1から1190の14まで、1191、1192の1から1192の5まで、1193の1、1193の2、1194の1から1194の5まで、1195の1から1195の4まで、1196から1198まで、1199の1から1199の3まで、1200、1201の1から1201の3まで、1202、1203、1204の1から1204の3まで、1205、1206の1から1206の4まで、1207の1から1207の6まで、1208の1から1208の3まで、1209の1から1209の4まで、1210の1から1210の6まで、1211の1から1211の4まで、1212の1、1212の2、1213、1214の1から1214の5まで、1215の1から1215の3まで、1216の1から1216の15まで、1217の1から1217の21まで、1218の1から1218の5まで、1219の1、1219の3から1219の5まで、1220の4、1220の9から1220の12まで、1221の1、1221の2、1222の1から1222の5まで、1223の1から1223の11まで、1224の1から1224の6まで、1225の1から1225の6まで、1226の1から1226の4まで、1227、1228の1、1228の2、1229の1から1229の3まで、1230の1、1230の2、1231、1232、1233の1から1233の3まで、1234の1から1234の4まで、1235の1から1235の4まで、1236の1から1236の4まで、1237の1から1237の3まで、1238の1から1238の3まで、1239の1、1239の2、1240の1から1240の6まで、1241の1から1241の6まで、1242の1、1242の2から1242の4までの各一部、1242の5から1242の8まで、1243の1から1243の5まで、1244、1245の1から1245の6まで、1246の1から1246の4まで、1247、1248の1、1248の2、1249の1から1249の3まで、1250の1から1250の6まで、1251の1から1251の9まで、1252の1、1252の2、1253、1254、1255の1か



ら1255の8まで、1256の1、1256の2、1257の1から1257の3まで、  
1258の1から1258の3まで、1259の1、1259の2、1260の1、12  
60の2、1261の1から1261の4まで、1262の1から1262の4まで、1  
263の1から1263の5まで、1264の1から1264の4まで、1265の1か  
ら1265の11まで、1266の1から1266の4まで、1267の1から1267  
の4まで、1268の1から1268の3まで、1269から1272まで、1273の  
1から1273の6まで、1274の1から1274の3まで、1275の1から127  
5の3まで、1276の1から1276の5まで、1277の1、1277の2、127  
8の1から1278の14まで、1279の1から1279の3まで、1280の1から  
1280の5まで、1280の8から1280の14まで、1281、1282、128  
3の1から1283の6まで、1284、1285の1から1285の3まで、1286、  
1287の1から1287の7まで、1288の1から1288の4まで、1289の1  
から1289の5まで、1290、1291、1292の1から1292の5まで、12  
93、1294、1295の1、1295の2、1296の1から1296の6まで、1  
297の1から1297の5まで、1298から1300まで、1301の1から130  
1の6まで、1302の1から1302の4まで、1303の1、1303の3から13  
03の5まで、1304の1、1304の2の一部、1304の3、1304の4、13  
06の1の一部、1306の2の一部、1307の一部、1308から1315まで、1  
316の1から1316の4まで、1317の1から1317の5まで、1318から1  
321まで、1322の1から1322の3まで、1323から1325まで、1326  
の1から1326の5まで、1327の1から1327の3まで、1328、1329、  
1330の1から1330の3まで、1331の1から1331の3まで、1332の1  
から1332の3まで、1333、1334の1から1334の11まで、1335、1  
336の1、1336の2、1337、1338、1339の1、1339の2、134  
0の1から1340の22まで、1341の1から1341の12まで、1341の14、  
字佐左エ門切1737の2の一部、大字吉川字下道下234の1の一部、235の1、2  
35の2、236から247まで、248の1から248の4まで、249の1、249  
の3、250の1から250の4まで、251の1から251の3まで、252の1から  
252の4まで、253の1から253の5まで、254の1から254の4まで、25  
5の1から255の4まで、256の1から256の4まで、257、258の1から2

58の4まで、259の1から259の6まで、260の1、260の2、261の1、261の2、262、263の1から263の4まで、264の1から264の4まで、265、266の1から266の4まで、267、268の1、268の2、269、270の1から270の6まで、271の1から271の5まで、272の1、272の2、272の5、272の6、272の8、272の11、272の12、273の1から273の4まで、274の1から274の5まで、275の1、275の2、276、277の1から277の4まで、278の1から278の5まで、279の1から279の3まで、280から282まで、283の1から283の5まで、284の1から284の3まで、285から289まで、290の1から290の5まで、291の1、291の2、292、293、294の1、294の2、295、296の1、296の2、297の1から297の5まで、298、299の1から299の5まで、300の1、300の2、301から311まで、312の1から312の3までの各一部、字中道下415の1、415の5、416の1、416の3、417の1、417の2、418から420まで、421の1から421の4まで、422、423、424の1から424の3まで、425、426の1、426の2、427の1から427の3まで、428の1、428の2、429の1から429の4まで、430の1から430の4まで、431、432の1から432の4まで、433の1から433の4まで、434の1、434の2、435、437の1から437の3まで、438の1から438の4まで、439、440、441の1から441の3まで、442の1から442の8まで、443、444の1から444の7まで、445の1から445の6まで、448から452まで、453の1、453の2、454の1から454の3まで、455の1から455の4まで、456、457、458の1、458の2、459の1、459の2、459の5、539の1、539の4、539の5、540から542まで、543の1から543の8まで、544から546まで、547の1から547の4まで、548、549の1から549の4まで、550の1、550の5から550の7まで、551の1から551の4まで、552の1から552の5まで、字堤外553の1から553の4まで、554、555の1から555の4まで、556の1から556の8まで、557の1、557の2、558、559、560の1から560の5まで、561の1から561の3まで、562、563、564の1、565の1から565の7まで、566の1、566の2、566の4から566の6まで、567の1、568の1から568の5まで、569の

1、569の2、570、571の1から571の5まで、572、573の1から573の3まで、574の1から574の4まで、575から581まで、582の1から582の5まで、583の1から583の5まで、584の1から584の4まで、字落下612及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

#### 中央三丁目を画する区域

大字平沼字佐左エ門切1591の1から1591の3まで、1592の1、1592の2、1593の1、1593の2、1594の1、1594の2、1595の1、1595の2、1596の1から1596の4まで、1597の1から1597の3まで、1598の1、1598の2、1599の1から1599の6まで、1600の1から1600の6まで、1601の1から1601の3まで、1602の1、1602の2、1603の1から1603の3まで、1604の1、1604の2、1605、1606の1から1606の3まで、1607の1から1607の3まで、1608の1、1608の2、1609の1から1609の11まで、1610の1から1610の10まで、1611の1から1611の12まで、1612の1、1612の2、1613の1から1613の4まで、1614の1、1614の2、1615の1から1615の4まで、1616の1、1616の2、1617の1、1617の2、1618の1から1618の3まで、1619の1、1619の2、1620の1から1620の3まで、1621の1、1621の2、1622の1、1622の2、1623の1、1623の2、1624の1、1624の2、1625、1626の1、1626の2、1627、1628の1、1628の2、1629の1、1629の2、1630の1、1630の2、1631の1、1631の2、1632、1633の1から1633の3まで、1634の1、1634の2、1635、1636の1から1636の4まで、1637の1、1637の4、1638の2、1639の2、1639の3、1641の1から1641の3まで、1642の1、1643の1、1643の3、1644の453、1644の454、1647から1649まで、1653の1から1653の17まで、1654の1、1654の3から1654の9まで、1655の1から1655の16まで、1658の1から1658の7まで、1659の1から1659の3まで、1660の1から1660の4まで、1661の1から1661の3まで、1662の1、1662の2、1663の1、1663の2、1664の1から1664の6まで、1665の1から1665の6まで、1

666の1から1666の5まで、1667の1、1667の2、1668の1から1668の3まで、1669の1から1669の4まで、1670の1から1670の9まで、1671の1から1671の23まで、1672の1から1672の5まで、1673の1から1673の7まで、1674の1から1674の5まで、1675の1から1675の3まで、1676の1から1676の5まで、1677の1から1677の3まで、1678の1から1678の28まで、1679の1、1680の1から1680の4まで、1681の1から1681の3まで、1682の1から1682の7まで、1683の1から1683の5まで、1684の1、1684の2、1685の1、1685の2、1686の1から1686の3まで、1687の1から1687の14まで、1688の1から1688の11まで、1689の1から1689の4まで、1690の1、1690の2、1691の1、1691の2、1692の1、1692の2、1693、1694、1695の1から1695の4まで、1696の1から1696の4まで、1697の1、1667の2、1698、1699の1から1699の4まで、1700の1から1700の5まで、1701の1、1701の2、1702の1、1702の2、1703の1から1703の7まで、1704の1から1704の3まで、1705の1から1705の3まで、1706の1、1706の2、1707の1から1707の9まで、1708、1709の1、1709の2、1710、1711の1から1711の5まで、1712の1、1712の2、1713の1、1713の2、1714の1、1714の2、1715、1716、1717の1から1717の4まで、1718の1から1718の16まで、1719の1から1719の3まで、1720の1から1720の11まで、1721の1から1721の6まで、1722の1から1722の13まで、1723の1、1723の2、1724の1から1724の4まで、1725、1726の1、1726の2、1727、1728、1729の1から1729の3まで、1730の1から1730の3まで、1731から1733まで、1734の1、1735の1、1736の1、1737の1、1737の2の一部、1738の1、1738の2、1739の1、1740の1、1740の2、1741、1742の1、1742の2、1743の1、1743の3、1744の1、1744の6、1752の1、1753の1、1754から1756まで、1757の1、1757の2、1757の4、1835の1、1835の2、1937の1、1944の4、2210から2212まで、大字吉川字落下585、586の1から586の4まで、588の1から588の4まで、589の1か

ら589の3まで、590の1から590の4まで、591の1、591の2、592、593の1から593の4まで、594、595の1から595の3まで、596の1から596の3まで、597の1から597の5まで、598の1から598の4まで、599の1から599の3まで、600の1から600の5まで、601の1から601の4まで、602の1から602の5まで、603の1から603の5まで、604の1から604の3まで、605の1から605の3まで、606の1から606の6まで、607、608の1、608の2、609の1、609の3、610、611の1から611の3まで、612の一部、613、614の1から614の3まで、615の1、615の2、616の1、616の2、617の1、617の2、618の1、618の2、619、620の1から620の4まで、621の1から621の3まで、622の1、622の2、623の1、623の2、624の1から624の5まで、625の1、625の5から625の8まで、626の1、626の2、627の1、627の2、628、629の1から629の3まで、630の1から630の4まで、631から634まで、635の1から635の7まで、636の1から636の5まで、637の1、637の2、638、639の1、639の2、640、641の1、641の2、642の1、642の2、643の1から643の6まで、644の1から644の3まで、645の1から645の3まで、646の1、646の2、647の1から647の4まで、648、649の1から649の4まで、650から652まで、653の1から653の3まで、654の1から654の5まで、655の1から655の4まで、656の1から656の18まで、661の1から661の21まで、664の1から664の8まで、665の1から665の5まで、666の1から666の4まで、667の1から667の3まで、668の1から668の4まで、669の1から669の4まで、670の1から670の7まで、671の1から671の10まで、672の1から672の10まで、2081、2082、字上町張673の1から673の3まで、674の1から674の4まで、675の1から675の6まで、676の1から676の4まで、677の1、677の2、678の1から678の4まで、679の1から679の4まで、680、681、682の1から682の5まで、683の1から683の3まで、684の1から684の3まで、685の1から685の4まで、686の1から686の7まで、687の1から687の5まで、688の1から688の4まで、689の1から689の4まで、690の1から690の5まで、691の1から691の5まで、69

2の1から692の4まで、693から695まで、696の1から696の7まで、697の1から697の6まで、698の1から698の4まで、699の1から699の4まで、700の1から700の3まで、701の1から701の8まで、702の1から702の3まで、703の1、703の2、704の1、704の5から704の8まで、705の2から705の5まで、706の1、706の2、707の1から707の3まで、708の1から708の4まで、709の1から709の4まで、710の1から710の3まで、711の1、711の2、712の1から712の9まで、713の1から713の6まで、714の1から714の9まで、715の1から715の10まで、716の1から716の5まで、717の1から717の8まで、718の1から718の8まで、719、720の1から720の3まで、721の1、721の3から721の7まで、722の1から722の4まで、723の1から723の3まで、724の1から724の3まで、725の1、725の3、725の4、字沼辺932の2から932の11まで、948の2、949の2、949の3、961の2から961の4まで、964の1から964の5まで、965の3、965の4、981の3、981の4、985の2、985の3、986の2、995の2、996の2、996の3、997の2、997の3、998の2、998の3、999の2、1005の2、1006の2、1006の5、大字関字沼田761の4、762の1、大字中井字小松川90の1から90の3まで、91の1、91の3から91の9まで、92の1、92の3から92の7まで、93、94の1から94の3まで、95、96の1から96の5まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

(平成31年1月11日調査)

## 別紙

### 変更調書2

#### 中央一丁目を画する区域

大字吉川字下道下168、169の2、170の2、186の2、187の2、339の2、大字平沼字井堀添630、631の2、632の2、633の2、665の2、672の1、674の2、676の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

#### 中央二丁目を画する区域

大字吉川字中道下415の2から415の4まで、416の2、416の4、416の5、459の3、459の4、539の2、539の3、785の6、字下道下312の4及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部

#### 中央三丁目を画する区域

大字吉川字上町張725の2、字沼辺962の1、大字平沼字佐左エ門切1938の2、1939の2、1941の2、1942の2、1943の2、1944の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部

(平成31年1月11日調査)

第12号議案

市道の路線認定及び廃止について

次のとおり市道の路線認定及び路線廃止をすることについて議決を求める。

1 路線認定

路線名	起 点	終 点
2-902	大字川富字新堤向378番地先	大字川富字新堤向411番地先
2-1803	吉川中央土地区画整理事業仮換地 122街区地先	吉川中央土地区画整理事業仮換地 120街区1画地地先
2-1804	吉川中央土地区画整理事業仮換地 116街区8画地地先	吉川中央土地区画整理事業仮換地 115街区10画地地先
2-1805	吉川中央土地区画整理事業仮換地 116街区8画地地先	吉川中央土地区画整理事業仮換地 116街区1画地地先
2-1806	吉川中央土地区画整理事業仮換地 114街区5画地地先	吉川中央土地区画整理事業仮換地 113街区6画地地先
2-1807	吉川中央土地区画整理事業仮換地 113街区1画地地先	吉川中央土地区画整理事業仮換地 113街区10画地地先
2-1808	吉川中央土地区画整理事業仮換地 112街区1画地地先	吉川中央土地区画整理事業仮換地 113街区7画地地先
2-1809	吉川中央土地区画整理事業仮換地 109街区1画地地先	吉川中央土地区画整理事業仮換地 109街区12画地地先
2-1810	吉川中央土地区画整理事業仮換地 103街区1画地地先	吉川中央土地区画整理事業仮換地 106街区26画地地先
2-1811	吉川中央土地区画整理事業仮換地 109街区5画地地先	吉川中央土地区画整理事業仮換地 104街区1画地地先
2-1812	吉川中央土地区画整理事業仮換地 106街区14画地地先	吉川中央土地区画整理事業仮換地 106街区1画地地先
2-1813	吉川中央土地区画整理事業仮換地 108街区11画地地先	吉川中央土地区画整理事業仮換地 107街区1画地地先



2-1814	吉川中央土地区画整理事業仮換地 94街区10画地地先	吉川中央土地区画整理事業仮換地 93街区1画地地先
--------	-------------------------------	------------------------------

## 2 路線廃止

路線名	起 点	終 点
2-509	大字関字新堤向発通610番地先	大字関字新堤向発通600番地先
2-902	大字川富字新堤向378番地先	大字川富字新堤向410番地先
2-1520	大字平沼字佐左エ門切1653番 地先	大字平沼字佐左エ門切1654番 地先
2-1522	大字平沼字佐左エ門切1655番 15地先	大字平沼字佐左エ門切1641番 地先

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、越谷都市計画事業吉川中央土地区画整理事業による新設道路の路線認定及び既設市道の路線廃止、また、吉川市大字川富地内及び大字関地内において、宅地開発による既設市道の一部払下げに伴い終点を変更することから、既設市道の路線廃止及び終点変更の路線認定を行いたいので、この案を提出するものである。

### 第13号議案

農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする  
ことについて

農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする  
ことについて同意を求める。

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

農業委員会委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項に規定する認定農業者等が委員の過半数に至らないため、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第1号の規定に基づき、委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする  
ことについて同意を得たいので、この案を提出するものである。

## 第14号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 馬卷俊一

生年月日 ○○○○○○○○

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

農業委員会の全ての委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として馬卷俊一氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 馬卷俊一  
生年月日 ○○○○○○○○  
住 所 ○○○○○○○○  
最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

昭和 5 3 年 4 月から  
吉川町役場職員

平成 8 年 3 月まで

平成 8 年 4 月から  
吉川市役所職員

平成 3 0 年 3 月まで

平成 3 0 年 4 月から  
専業にて就農

現在に至る

平成 3 0 年 4 月から  
関地区農事組合長

現在に至る

平成 3 0 年 4 月から  
関自治会役員

現在に至る

(吉川市役所勤務中の主な職)

平成 1 8 年 4 月 市民生活部商工課課長補佐

平成 2 1 年 4 月 市民生活部市民安全課長

平成 2 4 年 4 月 工事検査課長

第15号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 田辺義雅

生年月日 ○○○○○○○○

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として田辺義雅氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 田辺義雅  
生年月日 ○○○○○○○○  
住 所 ○○○○○○○○  
最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

昭和47年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成12年 4月から

吉屋地区農事組合長

平成14年 3月まで

平成17年 3月から

認定農業者

現在に至る

第16号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 坂巻功

生年月日 ○○○○○○○○

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として坂巻功氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 坂巻功

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和50年 3月から

兼業にて就農

現在に至る

平成29年 4月から

堀廻地区農事組合長

現在に至る



第17号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 吉沢宏

生年月日 ○○○○○○○○

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として吉沢宏氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 吉沢宏  
生年月日 ○○○○○○○○  
住 所 ○○○○○○○○  
最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

昭和63年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成13年 2月から

認定農業者

現在に至る

平成24年 2月から

さいかつ農業協同組合フレッシュファーム産直部部长

平成30年 1月まで

平成29年 4月から

川藤第2地区農事組合長

現在に至る

第18号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 宇野直樹

生年月日 ○○○○○○○○

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として宇野直樹氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 宇野直樹

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和62年 4月から

○○○○○○○○勤務

現在に至る

平成23年11月から

埼玉県指導農業士

現在に至る

第19号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 浅見明一

生年月日 ○○○○○○○○

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として浅見明一氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 浅見明一

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

昭和52年 4月から

○○○○○○○○勤務

現在に至る

平成12年 7月から

認定農業者

現在に至る

平成18年 4月から

○○○○○○○○代表取締役社長

現在に至る

平成27年 3月から

J Aさいかつ吉川米の会会長

現在に至る

第20号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 阿佐美慶和

生年月日 ○○○○○○○○

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として阿佐美慶和氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 阿佐美慶和

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

平成21年 4月から

英会話スクール勤務

平成27年12月まで

平成28年 1月から

専業にて就農

現在に至る

平成28年 2月から

認定新規就農者

現在に至る

平成28年 4月から

吉川市農業青年会議所会員

現在に至る



## 第21号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 萩原豊子

生年月日 ○○○○○○○○

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

農業委員会の全ての委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として萩原豊子氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 萩原豊子  
生年月日 ○○○○○○○○  
住 所 ○○○○○○○○  
最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

昭和45年 4月から

松伏町役場職員

平成22年 3月まで

平成22年 4月から

松伏町社会福祉協議会勤務

現在に至る

平成25年 6月から

さいかつ農業協同組合吉川地区女性部部长

平成29年 6月まで

平成29年 6月から

さいかつ農業協同組合女性部部长

現在に至る

## 第22号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 山口幸一

生年月日 ○○○○○○○○

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

農業委員会の全ての委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として山口幸一氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 山口幸一

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

平成 元年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成 4年 2月から

吉川町農業委員会委員

平成 7年 2月まで

平成 7年 4月から

上金杉地区農事組合長

現在に至る

平成12年 4月から

上金杉自治会長

平成22年 4月まで

平成20年 4月から

吉川市自治連合会会長

平成22年 3月まで

## 第23号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 齊藤忠男

生年月日 ○○○○○○○○

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

農業委員会の全ての委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として齊藤忠男氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 齊藤忠男

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

昭和61年 4月から

兼業にて就農

現在に至る

平成20年 4月から

八子第2地区農事組合長

平成22年 3月まで

平成25年 2月から

吉川市農業委員会委員

平成28年 3月まで

平成28年 4月から

吉川市農地利用最適化推進委員

現在に至る

## 第24号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 戸張力

生年月日 ○○○○○○○○

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

農業委員会の全ての委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として戸張力氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 戸張力  
生年月日 ○○○○○○○○  
住 所 ○○○○○○○○  
最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

昭和59年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成13年 2月から

認定農業者

現在に至る

平成16年 4月から

中野地区農事組合長

平成22年 3月まで

平成28年 4月から

吉川市農業委員会委員

現在に至る



## 第25号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 立原司朗

生年月日 ○○○○○○○○

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

農業委員会の全ての委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として立原司朗氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 立原司朗  
生年月日 ○○○○○○○○  
住 所 ○○○○○○○○  
最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

昭和50年 4月から  
兼業にて就農

平成12年 2月まで

平成12年 3月から  
専業にて就農

現在に至る

平成13年 4月から  
皿沼地区農事組合長

平成22年 3月まで

平成14年 5月から  
認定農業者

現在に至る

平成22年 2月から  
吉川市農業委員会委員

現在に至る

平成24年 4月から  
吉川市農業経営等受託者連絡協議会副会長

現在に至る

平成29年 6月から  
さいかつ農業協同組合監事

現在に至る

## 第26号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 多々良俊明

生年月日 ○○○○○○○○

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

農業委員会の全ての委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として多々良俊明氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 多々良俊明

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和46年 4月から

吉川町農業協同組合（現さいかつ農業協同組合）勤務  
兼業にて就農

平成13年 3月まで

平成13年 4月から

さいかつ農業協同組合勤務  
兼業にて就農

平成22年 3月まで

平成22年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成28年 1月から

認定農業者

現在に至る

平成28年 4月から

吉川市農業委員会委員

現在に至る

平成29年 6月から

さいかつ農業協同組合理事

現在に至る

## 第27号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 山崎浩幸

生年月日 ○○○○○○○○

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

農業委員会の全ての委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として山崎浩幸氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 山崎浩幸

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

昭和57年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成13年 9月から

認定農業者

現在に至る

平成25年 2月から

吉川市農業委員会委員

現在に至る

平成25年 4月から

須賀地区農事組合長

平成28年 3月まで

平成29年 6月から

さいかつ農業協同組合理事

現在に至る

第28号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 岡田早苗

生年月日 ○○○○○○○○

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として岡田早苗氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 岡田早苗  
生年月日 ○○○○○○○○  
住 所 ○○○○○○○○  
最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

昭和54年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成28年 2月から

認定農業者

現在に至る

平成28年 4月から

吉川市農業委員会委員

現在に至る



## 第29号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 山田繁夫

生年月日 ○○○○○○○○

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

### 提案理由

農業委員会の全ての委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として山田繁夫氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 山田繁夫  
生年月日 ○○○○○○○○  
住 所 ○○○○○○○○  
最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

昭和41年 4月から

兼業にて就農

平成24年 3月まで

昭和54年 4月から

吉川町役場職員

平成 8年 3月まで

平成 8年 4月から

吉川市役所職員

平成24年 3月まで

平成18年 4月から

鍋小路地区農事組合長

平成20年 3月まで

平成24年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成24年 4月から

鍋小路自治会長

平成26年 3月まで

平成28年 4月から

吉川市農業委員会委員

現在に至る

### 第30号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 名倉定一

生年月日 ○○○○○○○○

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

農業委員会の全ての委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として名倉定一氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 名倉定一

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

昭和43年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成18年 4月から

高久地区農事組合長

現在に至る

平成28年 4月から

吉川市農業委員会委員

現在に至る

### 第31号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 辻田満

生年月日 ○○○○○○○○

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

#### 提案理由

農業委員会の全ての委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として辻田満氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 辻田満  
生年月日 ○○○○○○○○  
住 所 ○○○○○○○○  
最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

昭和48年 4月から

○○○○○○○○勤務

平成16年 9月まで

平成16年11月から

NPO法人シビルサポートネットワーク代表理事

現在に至る

平成28年 4月から

吉川市農業委員会委員

現在に至る

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したいので意見を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 森田扶美子

生年月日 ○○○○○○○○

平成31年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

人権擁護委員の森田扶美子氏が平成31年6月30日をもって任期満了となるため、再度推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

## 経 歴 書

氏 名 森田扶美子  
生年月日 ○○○○○○○○  
住 所 ○○○○○○○○  
最終学歴 ○○○○○○○○

### 経 歴

昭和43年 7月から  
吉川町役場職員

平成 8年 3月まで

平成 8年 4月から  
吉川市役所職員

平成19年 3月まで

平成25年 7月から  
人権擁護委員

現在に至る

平成25年12月から  
吉川市民生委員・児童委員

現在に至る

平成27年4月から  
吉川市立旭小学校評議員

現在に至る

(吉川市役所勤務中の主な職)

平成14年 4月 健康福祉部いきいき推進課課長補佐

平成15年 4月 総務部税務課課長補佐

平成18年 4月 総務部課税課課長補佐